

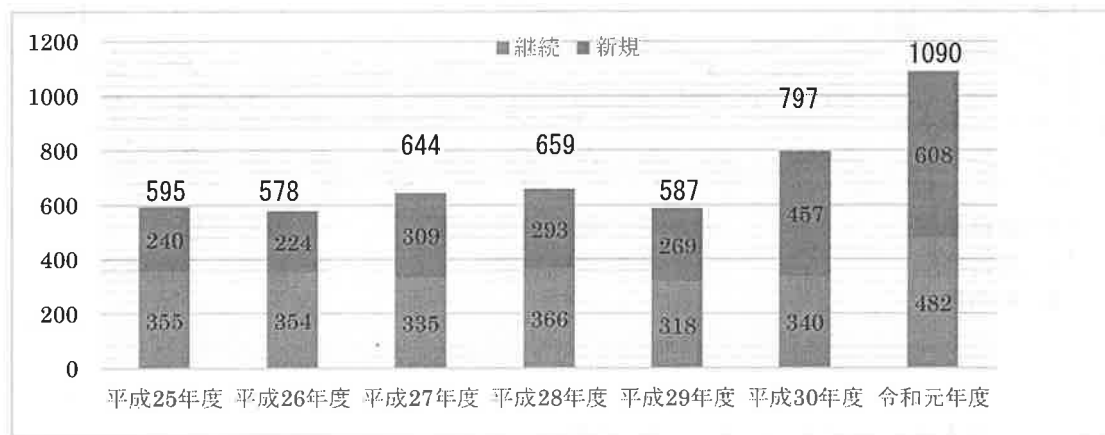
令和元年度 多摩市子ども家庭支援センター(子育て総合センター)の相談状況

子ども家庭支援センターの役割

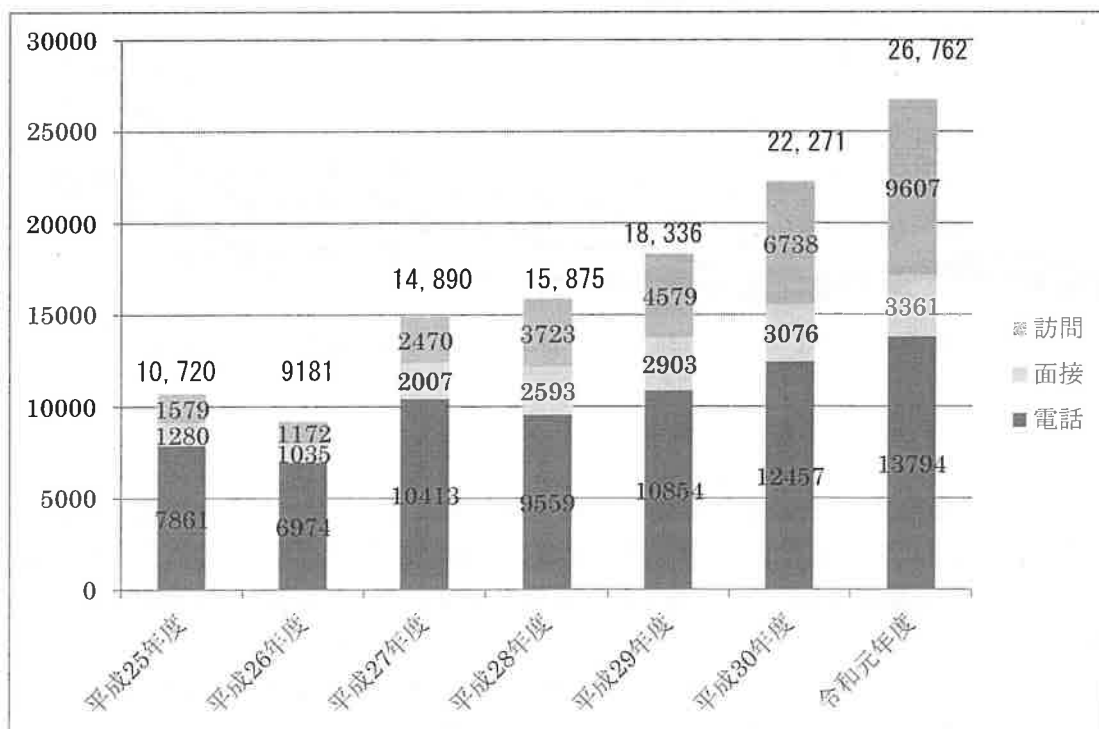
子ども家庭支援センターは0歳から概ね18歳までの子どもと家庭に関するあらゆる相談の窓口として相談・サービスの調整、関係機関との連携を行いネットワークの構築を図っている。また、児童虐待の通告先としての役割を担い児童虐待発生時の対応、未然防止の取り組みを行っている。

尚、令和2年4月より多摩市立子育て総合センターより「多摩市子ども家庭支援センター」へ名称変更をしている

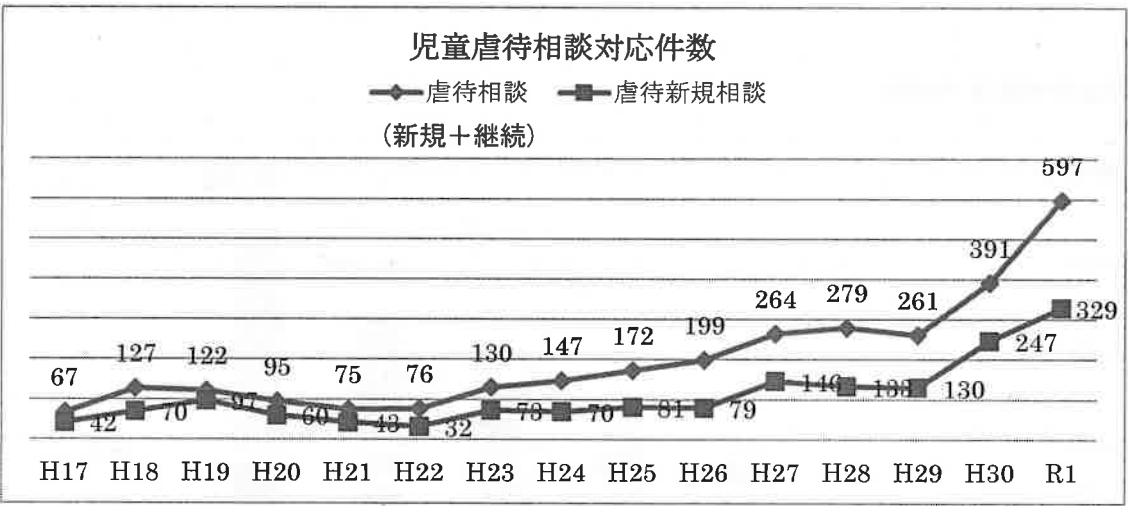
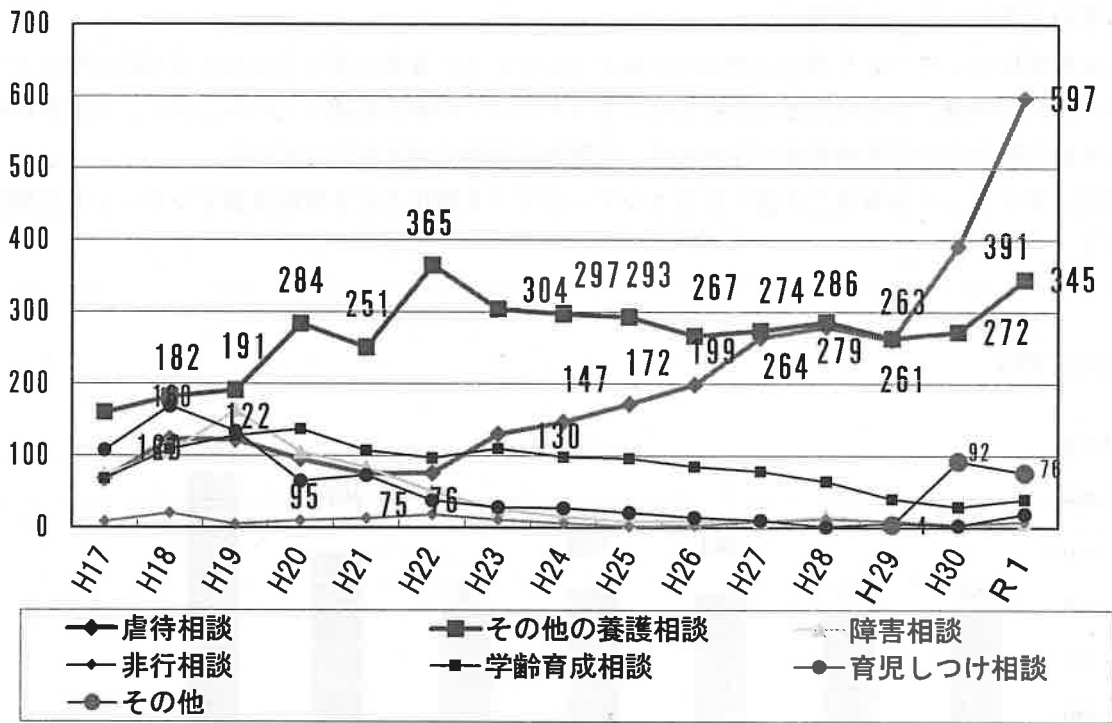
1. 相談者実数



2. 方法別相談延べ回数



3. 相談種類別実績



※ 令和2年度新規虐待相談対応件数は前年比の1.3倍の対応件数となった。増えた要因の一つとして平成28年度児童福祉法改正により東京ルールの改正があり、令和元年10月より「泣き声怒鳴り声通告および面前DV等」について児童相談所から各市町村への送致が始まったこともある。その結果、心理的虐待が前年40%から51%に増加した。

令和元年度も6月1日における「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施調査」においては、庁内の関係各部署の協力の下、未就園児童等の把握、調査、訪問等を実施、さらに東京出入国在留管理局に照会し、令和2年1月27日現在ですべての児童を把握することができた。